

渋谷区告示第二百三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十八条第四項により、次のマンション建替組合の解散を認可した。

平成二十九年十二月十五日

渋谷区長 長谷部 健

- 一 解散するマンション建替組合の名称  
セントラル美竹マンション建替組合
- 二 事務所の所在地  
東京都渋谷区渋谷一丁目一番一六号若草ビルB館二階 株式会社清水事務所内
- 三 施行再建マンションの敷地の区域  
東京都渋谷区渋谷一丁目三番六、同番七、同番八、同番九
- 四 理由  
右マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 五 認可日

平成二十九年十二月十五日